

令和8年度 みのおゼロイチ応援プロジェクト募集要項

1. 目的

みのおゼロイチ応援プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、箕面市と箕面商工会議所が連携し、箕面市内（以下「市内」という。）で創業を目指す者や創業後間もない事業者（以下「創業者等」という。）に対し、「経営の支援」と「補助金の交付」を組み合わせることで、創業者等の実現性の高い事業展開を支援することを目的とします。また、本プロジェクトを通じて、地域の特色を活かした事業の創出を促し、地域経済の活性化、地域課題の解決、市全体の魅力向上へとつなげます。

2. 令和7年度 制度概要

- (1) ビジネスプラン策定の支援、補助金採択者への事業実施、事業実施後の経営支援
- (2) 補助金の交付

【申込期間】 令和8年6月16日（火）～7月15日（水）17時（必着）

※補助金の申し込みには、7月8日（水）までに本プロジェクトへのエントリーが必要です

【事業実施期間】 交付決定日以降 令和8年12月31日（木）

対象者	①令和8年12月末日までに創業する予定の創業者 ②創業後5年未満の小規模事業者等
補助金上限額	30万円
補助率	2/3以内
対象経費	①機械装置等費 ②PC・タブレット費 ③広報費 ④知的財産権取得費 ⑤外注・委託費 ⑥その他箕面商工会議所が必要と認めた経費
申込方法	所定の提出書類を箕面商工会議所に提出
精算・支払い	対象事業の完了後30日以内、もしくは令和9年1月8日（金）までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出。経費を精査した後、補助金を交付。
採択者数	20者程度

3. 定義

この募集要項において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次の（1）から（5）に定めるものです。

（1）創業

次のいずれかに該当する場合

- ①事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）により、新たに事業を開始する場合
- ②事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、営利を目的とする事業を開始する場合
- ③事業を営んでいる個人が、当該事業を廃止するとともに、新たに法人を設立し同一の事業を開始する場合

(2) 創業の日

次のいずれかに該当する場合

- ①個人で営む事業にあつては、開業届に記載の開業の日
- ②法人で営む事業にあつては、商業登記に記載の設立の日
- ③(1)の③に該当する場合は、個人で事業を開始した際の開業届に記載の開業の日

(3) 創業後5年未満の者

創業の日から起算し、箕面商工会議所が指定する実績報告の日(以下「実績報告日」という。)時点における事業の継続期間が5年未満である者

(4) 廃業の日

- ①個人で営む事業にあつては、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する廃業の届出(以下「廃業届」という。)に記載の廃業の日
- ②法人で営む事業にあつては、商業登記に記載の清算完了日

(5) 経営支援

箕面商工会議所に所属する経営指導員や専門相談員が実施する支援のうち、次に掲げるもの

- ①実行前のビジネスプランを作成するための支援。(以下「計画サポート支援」という。)
- ②①で作成したビジネスプランを実行するための支援。(以下「実行サポート支援」という。)
- ③②の支援によるビジネスプラン実行後における課題の把握及び事業継続のため必要な対策等の検討を支援。(以下「フォローアップ支援」という。)

4. 対象者

(1) 支援の対象者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)です。

- ①令和8年12月末日までに創業する予定の創業者
交付申請の日(以下「交付申請日」という。)の属する年の12月末日までに市内での創業を計画している者であり、かつ、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第31号)第2条に規定する小規模事業者
- ②創業後5年未満の小規模事業者等
創業後5年未満の者であり、かつ、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第31号)第2条に規定する小規模事業者(以下「小規模事業者」という。)に該当する者

(2) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる者は支援の対象となりません。

- ①実績報告日までに、箕面商工会議所に必要書類を提出できる見込みがない者
- ②過去に事業を営んでおり既に廃業した者にあつては、廃業の日から1年を経過していない者
- ③箕面市暴力団排除条例(平成26年10月3日条例第44号)第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ④建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく用途地域の条件に適合していない事業を行う者
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項のいずれかに該当する事業を行う者
- ⑥宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者

- ⑦箕面市又は本市以外の市区町村税に滞納がある者
- ⑧その他、箕面商工会議所が不相当と判断する事業を行う者

5. 経営支援

- (1) 申込者および補助対象者は、箕面商工会議所と経営支援の実施方法等に関して協議のうえ、計画サポート支援、実行サポート支援、フォローアップ支援を受けるものとします。
- (2) 経営支援の期間は、次のとおりです。
 - ①申込者への計画サポート支援においては、箕面商工会議所が指定する交付申請書の提出期日
 - ②補助対象者への実行サポート支援においては、箕面商工会議所が指定する実績報告書の提出期日
 - ③補助対象者へのフォローアップ支援においては、実績報告があった年度を含む3年度間

6. 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象者が実施する事業であって、次のいずれにも該当するものです。

- ①本プロジェクトの目的に資する事業であること。
- ②市内で取り組む事業であること。
- ③営利を目的とする事業であること。
- ④補助金交付決定以降に実施されるものであること。
- ⑤交付申請日の属する年度の箕面商工会議所が定める日までに実績報告がされるものであること。
- ⑥申請者や申請者の属する組織の特定の構成員の利益の増進に限定されるものでないこと。
- ⑦3年間は継続して実施する予定の事業であること。

7. 補助対象経費

- (1) 補助対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ①使用目的が、補助対象事業に限定されることが明確であること
- ②交付決定日以降に発生し、補助対象期間中に支払いが完了していること
- ③支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること

- (2) 補助対象経費となる費目

補助金交付の対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の①から⑥に該当する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）です。

補助対象費目	内容
①機械装置等費	製造・製作用機械、装置、搬送設備、建設機械、営業用車両、ソフトウェア導入、システム構築など。 ※中古品は対象外
②PC・タブレット費	パソコン、タブレットなど。 ※中古品は対象外
③広報費	チラシ、看板、パンフレット、ホームページ作成、動画作成、ウェブ広告など。
④知的財産権取得費	商標権等の知的財産取得に要する弁理士手続き代行費用など。

	※出願料等は対象外
⑤外注・委託費	補助事業者が自ら実施することが困難な工事費、デザイン設計、マーケティング調査などの委託費用など。
⑥その他箕面商工会議所が必要と認めた経費	—

8. 補助金額

補助率は3分の2です。また、補助金額は次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で箕面商工会議所が決定します。ただし、当該対象経費に対し、国、大阪府、地方公共団体等から補助金等の交付を受けている場合にあっては、当該補助金等の額を控除した残りの額を補助するものとします。

- (1) 補助対象経費の合計額に補助率の3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 300,000円

9. 申込方法

本プロジェクトへ申し込みをする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、申込期間内に箕面商工会議所に提出してください。

(1) 申請書類一覧

	提出書類	申込期限
STEP 1 —補助金申請前—	①みのおゼロイチ応援プロジェクトエントリーシート（様式1）	令和8年 7月8日（水）
STEP 2 —補助金申請時—	②ビジネスプランシート（様式2）	令和8年 7月15日（水） 17時
	③経費明細表（様式3）	
	④交付申請書（様式4）	
	⑤チェックシート	
	⑥市区町村税の直近1年分の納税証明書（非課税の場合は課税証明書）の写し	
	⑦創業日が確認できる書類 法人の場合：履歴事項全部証明書（※発行から3か月以内のもの） 個人の場合：開業届の写し ※申込者が申込時点で未創業の場合、採択者については実績報告までに履歴事項全部証明書（法人）または開業届（個人）を提出すること。	
	⑧直近1期分の決算関係書類 ※1期以上決算を終えている場合 法人の場合：貸借対照表、損益計算書の写し 個人の場合：確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書の写し	

(2) 提出方法

上記提出書類を揃えて、箕面商工会議所窓口へ持参してください。(代理提出不可)

10. 採択審査

(1) 審査に係る項目は、本プロジェクトの目的を踏まえ、次に掲げるものとします。

- ①妥当性…経営状況を適切に把握し、製品やサービス等の強み及び課題を把握しているか。
- ②適切性…目標やビジネスプランが、経営上の強みや対象とする市場の特性を踏まえたものか。
- ③有効性…補助対象事業は、必要かつ有効で実現可能性が高いものか。
- ④積算の透明性及び適切性…事業費が正確かつ明確で、必要な金額を積算しているか。

(2) 次に掲げる項目を審査結果に加点するものとします。

- ①地域課題解決加点…補助対象事業が箕面市の地域課題を解決し、地域経済の活性化や市民の満足度向上等につながるものであるか。
- ②地域魅力向上加点…補助対象事業が箕面市の魅力を向上させ、市民の愛着度向上等につながるものであるか。
- ③箕面市における特定創業支援事業を受講している、もしくはこれから受講する予定である。

(3) 結果の通知

申込者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。採択案件については、補助事業者名、ビジネスプランシートに記載したプロジェクト名を箕面商工会議所ホームページで公表します。

11. 交付決定

(1) 箕面商工会議所は、申込者から交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をします。

(2) 箕面商工会議所は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をします。

(3) 箕面商工会議所は、交付決定をした申込者（以下「補助対象者」という。）に、その決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書により、通知します。

(4) 箕面商工会議所は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、その内容を申請した者に通知します。

12. 変更申請

(1) 補助対象者は、交付決定の通知後において、交付申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を提出して、箕面商工会議所の承認を受ける必要があります。ただし、箕面商工会議所が軽微な変更と認めるときは、この限りではありません。

- ①みのおゼロイチ応援プロジェクト補助金交付変更申請書（様式5）
- ②ビジネスプランシート（様式2）
- ③経費明細表（様式3）

(2) 補助金交付変更申請書の提出があったときは、箕面商工会議所は決定の内容を変更し、補助対象者へ通知します。

13. 実績報告

補助対象者は、交付申請又は変更申請に係る補助対象事業を完了したときは、補助事業実績報告書（様式6。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、箕面商工会議所が指定する期日までに窓口提出する必要があります。ただし、箕面商工会議所が必要ないと認めた書類については、この限りではありません。

- ①対象経費の発注又は契約を証明する書類の写し
- ②対象経費の支払いの事実が確認できる書類の写し
- ③創業の日を証明する書類の写し
- ④営業にかかる許可又は資格を有することを証明する書類の写し
- ⑤その他箕面商工会議所が必要と認めるもの

14. 交付確定

箕面商工会議所は、実績報告書の提出があった場合において、提出書類を審査し、適正であると認めるときは、交付の額を確定し、補助金交付確定通知書（以下「交付確定通知書」という。）により補助対象者へ通知します。

15. 補助金の請求

交付確定通知書を受けた者は、速やかに箕面商工会議所に補助金の請求をおこなう必要があります。

16. 効果報告

補助対象者は、実績報告をした翌年度及び翌々年度で、箕面商工会議所が指定する期日までに、本プロジェクトによる売上や収益等の効果を報告する義務を負います。

17. 補助金の返還

(1) 箕面商工会議所は、補助対象者が、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消します。

- ①この要項の規定に違反したとき。
- ②偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ③補助金を目的以外に使用したとき。
- ④その他箕面商工会議所が適正でないと認めるとき。

(2) 箕面商工会議所は(1)に該当する場合において、補助金を既に交付しているときは、その返還を命ずるものとします。

18. 成果の公表

箕面商工会議所は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について公表することができます。

19. 管理・処分

補助対象者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとともに、本プロジェクトの目的に従って、その効率的な運用を図る義務を負います。また、本プロジェクトの目的以外の使用、貸付、譲渡等は出来ません。ただし、管理期間が次に掲げる期間を超えた場合又は箕面商工会議所の承認を受けた場合は、この限りではありません。

- ①単価が 100,000 円以上の取得財産等は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間
- ②①に該当する取得財産等以外は、当該取得財産等の取得日から 5 年間とする。

20. その他

この募集要項に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し必要な事項は、箕面商工会議所が別に定めます。

【問い合わせ・書類提出先（窓口）】

〒562-0003 箕面市西小路 3-2-30

箕面商工会議所 みのおゼロイチ応援プロジェクト事務局

TEL:072-721-1300 FAX:072-721-1305

E-mail:info@minohcci.or.jp